

申告のときに必要なもの

- ① 申告書と印鑑
- ② 給与所得者は、源泉徴収票または給与支払証明書
- ③ 営業・農業などの事業所得者は、収入と支出の分かる帳簿や固定資産税土地家屋課税証明書など
- ④ 医療費、社会保険料、寄附金、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や証明書など
- ⑤ 前年、確定申告をした人は、国民年金保険料についても証明書の添付が必要です。

申告書の控え

申告書の発送

各申告書は、1月下旬から2月上旬に発送します。

市県民税の申告書は、昨年度、扶養家族として申請のあった人へは送付しないため、平成24年中に28万円以上所得のあった人は、市税務課へ問い合わせてください。

申告の混雑解消に協力を

●経費、医療費は集計を済ませてきてください。済んでいない

い人は、集計が終わるまで順番を待つことがあります。

●相談の必要がない人は、郵送や電子申告(e・Tax)を利用してください。

●次の人は、銚子税務署または青色申告会で申告するか、税理士に依頼してください。

- ① 青色申告の人
- ② 事業・不動産所得がある白色申告者で、収入金額合計が1,000万円以上の人
- ③ 土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、山林所得のある人
- ④ 雑損控除を受ける人
- ⑤ そのほか、複雑な案件

銚子税務署申告書作成・相談会

受付場所が変更になりました。源泉徴収票などの書類のほか、印鑑、筆記用具、計算器具を持ってきてください。

期間／2月1日(金)～3月29日(金)
※土・日曜日、祝日を除く。

受付時間／午前8時30分～午後4時

受付場所／銚子商工会館3階(銚子市三軒町19・4)

インターネット(e・Tax)

国税庁のホームページ(http:

//www.nta.go.jp)で、所得税

の確定申告書や収支計算書などが作成できます。作成した申告データは、e・Taxで管轄の税務署へ送信することができます。なおe・Taxでの送信には、電子証明書やICカードリーダーなどが必要となります。

問い合わせ先

●所得税の確定申告

銚子税務署

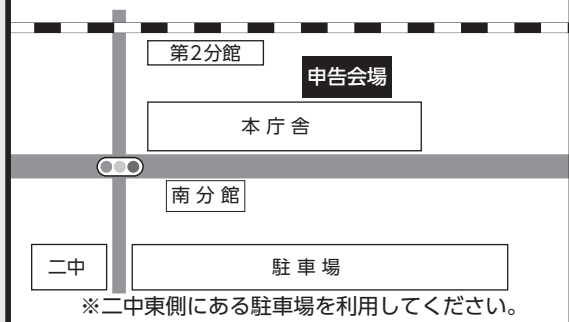
☎0479・22・1571

●市県民税の申告

市税務課課税班

☎62・5321

間違わないで 市役所本庁での受付場所



専門家が疑問を解決！

「税の無料申告相談」

◆所得税・消費税・事業税・住民税申告書作成相談会

期 日	場 所
2月5日(火)	働く婦人の家

◆税務署の所得税・消費税の出張申告相談会

期 日	場 所
2月19日(火)～21日(木)	市役所本庁特設会場

◆税理士による小規模納税者などのための無料申告相談会

期 日	場 所
2月5日(火)	働く婦人の家

◆所得税の震災関係相談会

期 日	場 所
1月22日(火)、23日(水)	飯岡支所2階会議室

〈共通事項〉

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
※税務署の出張申告相談は午後4時まで。

給与支払報告書・源泉徴収票は1月31日(木)までに提出を

給料、賃金などの支払者は、1月31日までに「給与支払報告書(市区町村提出用)」を作成し、受給者の住所地の市区町村へ提出してください。また同時に作成される「源泉徴収票(受給者交付用)」を全ての受給者に交付し、給与支払金額が一定額以上のものは、税務署へも提出してください。

青色申告をする事業主で、専従者給与を支払った人や臨時の従業員に賃金などを支払った人も同様です。

祝入賞！ 中学生「税についての作文」



全国納税貯蓄組合連合会会長賞

「復興への願いと税」

伊東愛望さん(飯岡中・3年)

銚子税務署管内納税貯蓄組合総連合会会長賞

「自分の暮らしを守るために」磯辺和くん(干潟中・3年)

「お互いを支え合うための税」小林春花さん(一中・3年)

「笑顔でくらせるお守り」柳彩さん(二中・3年)

正しい申告と早めの提出を

「市県民税の申告」「所得税の確定申告」の受け付けは2月18日(月)から3月15日(金)まで



【別表】申告の期間と受付場所

受付時間／午前8時30分～正午、午後1時～5時

◆2月

○印…指定日

場 所	18日 (月)	19日 (火)	20日 (水)	21日 (木)	22日 (金)	23日 (土)	24日 (日)	25日 (月)	26日 (火)	27日 (水)	28日 (木)
市役所本庁 特設会場	○	○	○	○	○			○	○	○	○
海上支所 1階相談室									○	○	○
飯岡支所 1階旧税務室				○	○			○			
干潟支所 1階会議室	○	○	○								

◆3月

場 所	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	7日 (木)	8日 (金)	9日 (土)	10日 (日)	11日 (月)	12日 (火)	13日 (水)	14日 (木)	15日 (金)
市役所本庁 特設会場	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
海上支所 1階相談室												○	○	○	○
飯岡支所 1階旧税務室						○	○	○			○				
干潟支所 1階会議室	○			○	○	○									

※給与所得者や年金所得者の還付申告に限り、2月12日(火)から市役所本庁特設会場で受け付けます。

税金の申告時期が近づいてきました。準備はもう済みまし
たか。各支所での受け付けは指定日のみとなっていますので、
注意してください。受付日程は別表のとおりです。

住んでいる地域にかかわらず、どの場所でも受け付けできま
す。期限間際になると大変混み合いますので、早めに準備して、
混雑しないうちに申告を済ませましょう。

申告が必要な人

●市県民税の申告

今年の1月1日現在、旭市内
に住んでいて、平成24年中(1
～12月)に事業、不動産、利子、
配当、給与、雑、譲渡、一時、
山林などの所得があった人
無収入でも申告を

平成24年中、収入がなかった
人も、申告書の「前年中所得の
なかった方の記入欄」に記入し
て、提出してください。各種証
明書の交付や、国民健康保険税
の軽減、児童扶養手当の支給な
どに必要となります。

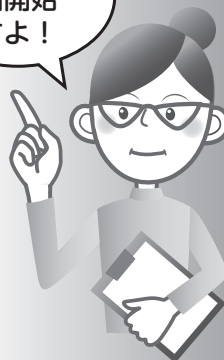
※税務署へ所得税の確定申告書
を提出した人、給与所得だけ
で勤務先から市役所へ給与支
払報告書が提出されている人、
年金所得だけで、年金保険者
から市役所へ年金支払報告書
が提出された人は、市県民税
の申告書を提出する必要はあ
りません。

●所得税の確定申告

●事業や不動産、年金などの所
得がある人で、平成24年中の
所得金額が、基礎控除(38万
円)とその他の所得控除の
合計額を超える人

●給与収入が2,000万円を
超える人

さっ、今から
準備開始
ですよ！



●給与所得者で、給与所得以外
の所得が20万円を超える人
※20万円以下でも市県民税の申
告は必要です。

●2か所以上から給与を受けて
いる人

●同族会社の役員などで、その
会社などから給与と所得のほか、
貸付金の利子や不動産の使用
料の支払いを受けている人
年金所得者の申告手続きが変更
昨年からの年金所得者の申告手
続きが変わりました。

公的年金などの収入金額が
400万円以下で、そのほかの
所得金額が20万円以下の人は、
所得税の確定申告書を提出する
必要はありません。なお所得税
の還付を受けるための申告書は、
従来どおり提出できます。

※所得税の申告書の提出が必要
ない場合でも、各種控除を追
加するときや、公的年金以外
の所得があるときは、市県民
税の申告書の提出が必要です。